

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人交通安全環境研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬について、国土交通省の独立行政法人評価委員会における業績評価の結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じた額を支給することとされている。
また、役員報酬のうち、勤勉手当について、理事長が必要と認める時は、役員の職務実績に応じ、増額又は減額することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

理事

監事(非常勤)

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を実施した。
・平成24年4月から国家公務員に準じた率(俸給月額削減率9.77%)で、本来の支給額からの減額を実施した(平成26年3月まで)。
・国家公務員の給与見直しに準拠して、平成24年3月に俸給月額を平均0.5%引き下げた(平成23年4月分から平成24年2月分については平成24年6月の期末手当で調整)。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	14,079	9,875	2,584	1,185 436 (特別調整手当) (通勤手当)			
理事	12,875	8,402	3,252	1,008 212 (特別調整手当) (通勤手当)			※
監事A (非常勤)	2,653	2,653	0	0 ()			
監事B (非常勤)	2,653	2,653	0	0 ()			

注1:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事						該当者なし	
監事 (非常勤)						該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標において、管理・間接業務の外部委託・電子化等の措置により、業務処理の効率化を図ることとしており、これに基づき人件費の総額の抑制・管理に努めていくこととしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与の支給水準は、独立行政法人通則法第63条第3項の規定に基づき、当法人業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように決定することとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、昇給区分や勤勉手当の支給割合に反映することとしている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給	勤務成績に基づき昇給区分を決定。
賞与:勤勉手当 (査定分)	一定期間の職員の勤務成績に応じて、勤勉手当の支給割合を加減。
実績手当	研究職員について、前年度の業務実績評価結果に基づき、実績手当として支給。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

【職員について】

- ・実施期間:平成24年4月～平成26年3月
- ・俸給表関係の措置の内容:事務職2級以下・研究職2級以下・第三号任期付研究員・事務職2級(再雇用)・研究職3級以下(再雇用)(▲4.77%)、事務職3級から6級まで・研究職3級及び4級・第一号任期付研究員3号俸以下・第二号任期付研究員・研究職4級及び5級(再雇用)(▲7.77%)、事務職7級以上・研究職5級以上・第一号任期付研究員4号俸以上・研究職6級(再雇用)(▲9.77%)
- ・諸手当関係の措置の内容:管理職手当・地域手当・広域異動手当(▲10%)、期末手当・勤勉手当(▲9.77%)

減額後の俸給月額により算出した俸給連動手当

(地域手当、広域異動手当、超過勤務手当)の減額

- ・国と異なる措置の概要:実績手当・職責手当(▲10%)

【役員について】

- ・実施期間:【職員について】と同様
- ・俸給表関係の措置の内容:▲9.77%
- ・諸手当関係の措置の内容:特別調整手当・期末手当・勤勉手当(▲9.77%)

【給与再精査を踏まえた措置状況】

国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給しており、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取組んでいる。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 65	歳 42.7	千円 6,948	千円 5,314	千円 228	千円 1,634
事務・技術	人 34	歳 38.4	千円 5,792	千円 4,443	千円 278	千円 1,349
研究職種	人 31	歳 47.3	千円 8,216	千円 6,270	千円 173	千円 1,946

再任用職員	人 1	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
研究職種	人 1	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

非常勤職員	人 30	歳 46.1	千円 3,592	千円 3,177	千円 178	千円 415
事務・技術	人 28	歳 44.8	千円 3,575	千円 3,160	千円 167	千円 415
研究職種	人 2	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

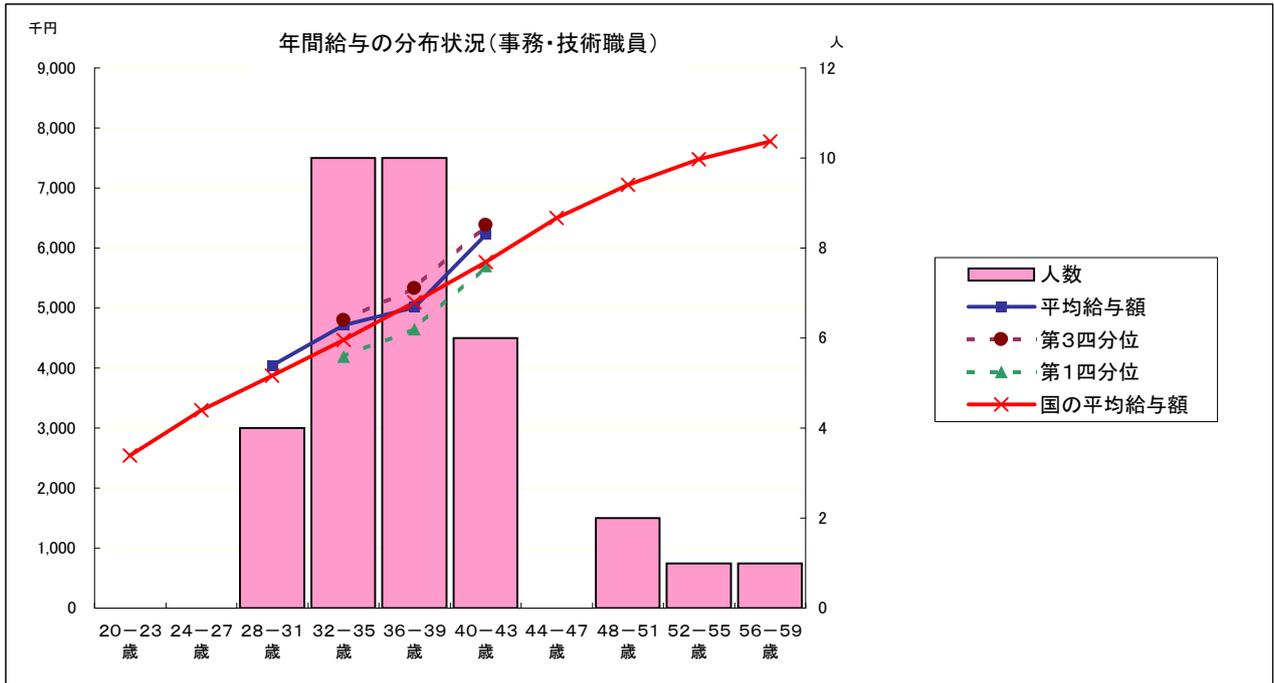
注2:在外職員、任期付職員については、該当者がいないため表示を省略している。

注3:常勤職員及び非常勤職員の事務・技術及び研究職種、再任用職員の研究職種以外の職種については、該当者がいないため表示を省略している。

注4:再任用職員(研究職種)の該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外の事項については記載していない。

注5:非常勤職員(研究職種)の該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外の事項については記載していない。

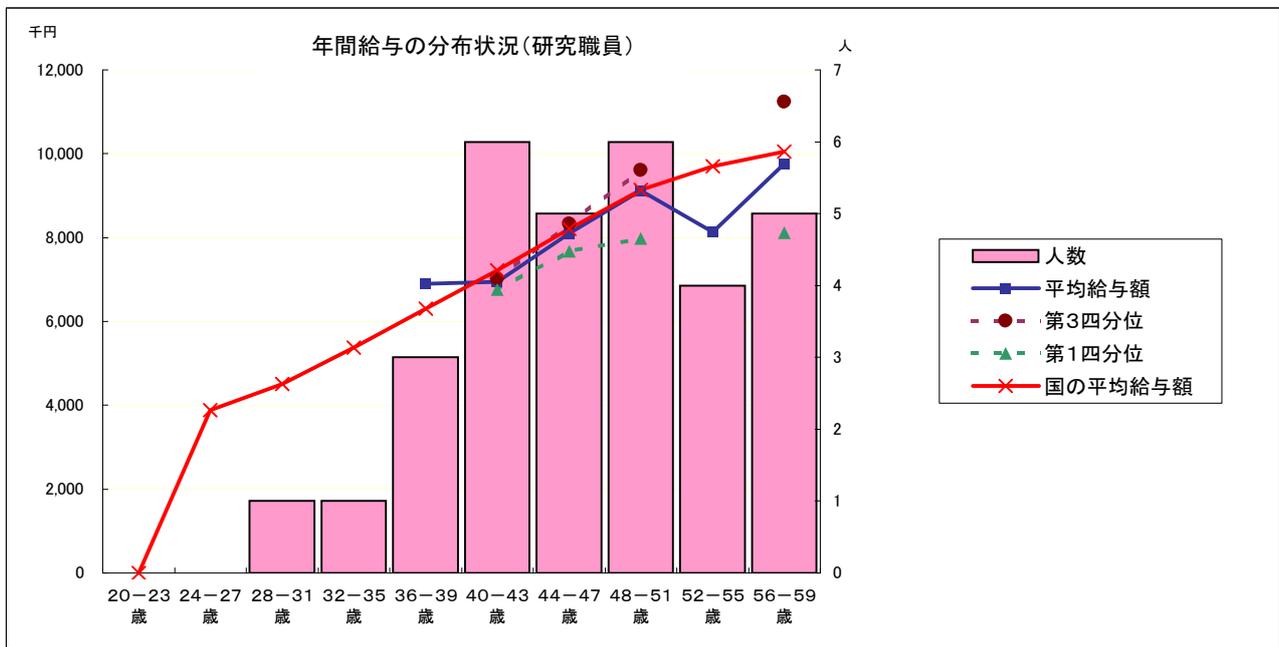
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1) ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ

注2) 年齢28-31・48-51・52-55・56-59歳は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「第1・第3四分位」は表示していない。

注3) 年齢48-51・52-55・56-59歳は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均給与額」は表示していない。



注1) ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ

注2) 年齢28-31・32-35・36-39・52-55歳は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「第1・第3四分位」は表示していない。

注2) 年齢28-31・32-35歳は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均給与額」は表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
本部部長	2	—	—	—
本部課長	0	—	—	—
本部課長補佐	2	—	—	—
本部係長	2	—	—	—
本部係員	1	—	—	—
先任自動車審査官	3	49.8	—	7,948
自動車審査官	22	36.9	4,448	4,894
自動車審査官補	2	—	—	5,331

注1) 本部部長・本部課長補佐・本部係長・本部係員・自動車審査官補の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注2) 先任自動車審査官の該当者は3名のため、「第1・第3四分位」は記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
主幹研究員	3	56.2	—	11,121
上席研究員	7	50.2	9,046	9,277
本部主任研究員	19	46.4	6,693	7,398
本部研究員	2	—	—	7,820

注1) 本部研究員の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注2) 主幹研究員の該当者は3名のため、「第1・第3四分位」は記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	事務1級	事務2級	事務3級	事務4級	事務5級	事務6級	事務7級	事務8級	事務9級
標準的な職位										
人員(割合)	34	該当なし(0%)	3(8.8%)	22(64.7%)	2(5.9%)	4(11.8%)	該当なし(0%)	1(2.9%)	1(2.9%)	1(2.9%)
年齢(最高～最低)	—	—	31～28	42～31	—	56～35	—	—	—	—
所定内給与年額(最高～最低)	—	—	3,262～2,703	4,448～2,911	—	6,242～4,774	—	—	—	—
年間給与額(最高～最低)	—	—	4,245～3,550	5,874～3,899	—	8,132～6,384	—	—	—	—

注) 4・7・8・9級の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(研究職員)

区分	計	研究1級	研究2級	研究3級	研究4級	研究5級
標準的な職位						
人員(割合)	31	該当なし(0%)	2(6.5%)	該当なし(0%)	19(61.3%)	10(32.3%)
年齢(最高～最低)	—	—	—	—	58～37	59～44
所定内給与年額(最高～最低)	—	—	—	—	6,345～4,851	8,509～6,272
年間給与額(最高～最低)	—	—	—	—	8,257～6,414	11,587～8,336

注) 2級の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 56.8	% 60.6	% 58.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 43.2	% 39.4	% 41.2
	最高～最低	% 46.0～32.8	% 41.8～30.3	% 43.9～31.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 68.1	% 66.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 31.9	% 33.6
	最高～最低	% 38.4～30.8	% 35.7～28.9	% 35.2～31.1

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 53.6	% 57.8	% 55.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 46.4	% 42.2	% 44.2
	最高～最低	% 47.2～45.6	% 43.0～41.1	% 44.8～43.2
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 68.6	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.4	% 31.4	% 32.8
	最高～最低	% 37.8～32.8	% 34.0～30.3	% 35.8～31.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)
 対国家公務員(行政職(一))
 対他法人

107.1
100.9

(研究職員)
 対国家公務員(研究職)
 対他法人

97.0
96.8

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 107.1 参考 地域勘案 109.0 学歴勘案 106.5 地域・学歴勘案 109.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>【地域・学歴を勘案した影響】 年齢階層48歳以上(対象者4名)は全て管理職手当の支給対象者である。調査対象となった職員のうち、I種採用職員の割合並びに地域手当の異動保障及び扶養手当の支給の対象となる職員の割合が国と比較して大きい。 地域手当の異動保障受給者の割合 国:13.5% 法人:23.5% 扶養手当受給者の割合 国:57.6% 法人:70.6%</p> <p>【指数の算出方法により指数が高くなっている理由】 国からの出向者が多く、調査対象の職員数が少ないことからそれぞれの状況が全体の対国家公務員指数に大きく影響しているものである。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取組む。</p>
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 77.7% (国からの財政支出額1,738百万円、支出予算の総額2,236百万円:平成24年度予算)</p> <p>【検証結果】 俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と同じであり、適正なものである。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)</p>
講ずる措置	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。 <p>【平成25年度に見込まれる対国家公務員指数】 年齢勘案 107.1を下回る指数 年齢・地域・学歴勘案 109.0を下回る指数</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 33.5% (支出総額2,096百万円、給与・報酬等支給総額 702百万円:平成24年度決算) ・管理職の割合(平成25年4月1日時点) 17.6% ・大学卒以上の高学歴者の割合(平成25年4月1日時点) 67.6%

○研究職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 97.0 参考 地域勘案 96.8 学歴勘案 97.5 地域・学歴勘案 97.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	国より低い水準となっている。 <p>【主務大臣の検証結果】 俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取組む。</p>

<p>給与水準の適切性の 検証</p>	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 77.7% (国からの財政支出額1,738百万円、支出予算の総額2,236百万円:平成24 年度予算)</p> <p>【検証結果】 俸給・諸手当等給与水準は、国と同一であり、適正なものである。</p>
<p>講ずる措置</p>	<p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)</p> <p>引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。</p>

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成23年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	702,469	774,731	△ 72,262 (△9.3)	△ 72,262 (△9.3)
退職手当支給額 (B)	1,226	146,566	△ 145,340 (△99.2)	△ 145,340 (△99.2)
非常勤役職員等給与 (C)	280,808	271,258	9,550 (3.5)	9,550 (3.5)
福利厚生費 (D)	126,238	131,449	△ 5,211 (△4.0)	△ 5,211 (△4.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	1,110,741	1,324,004	△ 213,263 (△16.1)	△ 213,263 (△16.1)

総人件費について参考となる事項

- i) 給与、報酬等支給総額は対前年度比 △9.3%
- ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して給与削減措置を講じたため
 - ・給与特例措置による削減額の総額 61,048千円
- ii) 退職手当支給額は、対前年度比 △99.2%
- ・主要要因としては、退職者の減少及び「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づく措置による削減があげられる
 - ・退職手当見直し措置による削減額の総額 25千円
- iii) 「最大広義人件費」は、対前年度比16.1%減。
- ・主要要因としては、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して給与削減措置を講じたこと及び退職手当支給対象職員が少なかったことがあげられる

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講ずることとした。

【役員】

・平成25年1月1日以降に退職する役員について、国家公務員に準じた調整率(※1)を設定し、退職手当支給水準の引下げを実施。

- ※1 ①退職日が平成25年1月1日～平成25年9月30日 98/104
 ②退職日が平成25年10月1日～平成26年6月30日 92/104
 ③退職日が平成26年7月1日～ 87/104

【職員】

・平成25年1月1日以降に退職する役員について、国家公務員に準じた調整率(※1)を設定し、退職手当支給水準の引下げを実施。

- ※1 ①退職日が平成25年1月1日～平成25年9月30日 98/100
 ②退職日が平成25年10月1日～平成26年6月30日 92/100
 ③退職日が平成26年7月1日～ 87/100